

山梨県地域密着型サービス外部評価実施要綱(抜粋)

第1 目的

この要綱は、県における地域密着型サービスの外部評価（以下「外部評価」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 外部評価の趣旨

- 1 外部評価は、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の事業者（以下「事業者」という。）が「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第65条第2項及び第86条第2項の規定に基づいて行わなければならない「サービスの質の評価」の一環として位置づけるものである。
- 2 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

第3 自己評価及び外部評価の実施回数

- 1 事業者は、その事業所ごとに原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。
- 2 県は、事業所の申し出により、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、1の規定に関わらず、当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。
 - (1) 自己評価及び外部評価結果及び目標達成計画を市町村に提出していること。
 - (2) 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。
 - (3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
 - (4) 自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2・3・4・6の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 3 前項の事業者の申し出に関する事務手続きは、別に定める「地域密着型サービス外部評価実施回数軽減手続事務要領」により実施するものとする。

(略)

第9 評価結果の公表について

- 1 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、自己評価及び外部評価結果（別紙1）及び目標達成計画（別紙8）（以下「評価結果等」という。）を公開することとする。
- 2 事業者は、評価結果を、次により説明、開示又は提供するものとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
 - (2) 事業所内の見やすい場所に掲示するほか、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
 - (3) 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うこと。
指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。
この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の扱いとすること。
 - (4) 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。
また、併せてサービス評価の実施と活用状況（別紙9）について、作成し説明することが望ましい。
- 3 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うこと。

第10 外部評価実施報告

評価機関は、外部評価を行った後、速やかに評価調査員、評価手順、評価結果等について、県に対し報告を行うこととする。報告様式は、別紙10のとおりとする。